

令和 7 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 7 年 6 月 2 日

も く じ

報告第 6号	物損事故に係る専決処分 ^の 報告について-----	1
報告第 7号	令和6年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて-----	3
報告第 8号	令和6年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関 する計画の報告について-----	7
議案第36号	令和7年度大東市一般会計補正予算(第1次)について-----	別冊
議案第37号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	12
議案第38号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	13
議案第39号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	14
議案第40号	市道路線の認定について-----	15
議案第41号	四条畷駅東側ペデストリアンデッキ新築工事請負契約の変更 について-----	16
議案第42号	財産の取得について-----	17
議案第43号	権利の放棄について-----	18
議案第44号	権利の放棄について-----	19
議案第45号	大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例について-----	20
議案第46号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例及び大東市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて-----	32
議案第47号	大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管 理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について-----	37

報告第7号

令和6年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

令和6年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
民生費	社会福祉費	調整給付金（不足額給付分）	459,061,000	459,061,000
民生費	社会福祉費	令和6年度価格高騰重点支援給付金（3万円）	88,083,000	88,083,000
民生費	児童福祉費	法人立保育所等整備費補助事業	95,007,000	95,007,000
衛生費	保健衛生費	物価高騰対策事業（省エネ家電買い替え支援事業）	32,313,000	32,313,000
商工費	商工費	物価高騰対策事業（キャッシュレス決済ポイント還元事業）	243,477,000	243,477,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	65,510,000	24,359,000
土木費	都市計画費	都市公園再整備事業	36,613,000	25,386,000
土木費	都市計画費	野崎駅・四条畷駅周辺整備事業	365,422,000	365,422,000
土木費	河川費	ポンプ場維持管理経費	27,981,000	27,981,000
消防費	消防費	防災対策事業	9,610,000	9,600,000
教育費	小学校費	小学校維持管理・保健経費	484,920,000	370,106,000
合 計			1,907,997,000	1,740,795,000

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源	
	452,500,000				6,561,000
	88,083,000				
	63,337,000			31,670,000	
	21,000,000			11,313,000	
	120,000,000			123,477,000	
				24,359,000	
				25,386,000	
	34,900,000		270,300,000	60,222,000	
				27,981,000	
	4,800,000			4,800,000	
	70,698,000		297,700,000	1,708,000	
0	855,318,000	0	568,000,000	310,916,000	6,561,000

報告第8号

令和6年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告
について

令和6年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公
営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告す
る。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	管路更新 事 業	31,647,000	0	26,954,400
		設 備 改良費	456,555,000	237,413,000	159,027,000
計			488,202,000	237,413,000	185,981,400

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
補助金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	
8,000,000	18,954,400	4,692,600	0	諸福中垣内線配水管布設 替工事（R6-2）につ いて、地元及び関係機関 との協議に時間を要し、 令和6年度中の完了が困 難になったため。
0	159,027,000	60,115,000	0	灰塚配水場（4,500 m ³ 配水池）耐震補強工事 の令和6年度対象部分に ついて、杭工事における 工法の選定及び変更協議 に時間を要し、令和6年 度中の完了が困難になっ たため。
8,000,000	177,981,400	64,807,600	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
1 水道事業 費 用	1 営 業 費 用	総係費	146,564	0	146,564
計			146,564	0	146,564

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
損益勘定 留保資金			
円 146,564	円 0	円 0	公共用地境界確定補助業務について、申請代理人の土地家屋調査士による境界確定図の作成に当たり、隣接土地所有者との立会いの日程調整に時間を要し、令和6年度中の完了が困難になったため。
146,564	0	0	

議案第37号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 川村 常雄氏の任期が、令和7年8月21日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

住 所 [REDACTED]
氏 名 川 村 常 雄
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成9年5月～平成22年6月 保護司
平成16年8月～現在 大東市固定資産評価審査委員会委員
平成24年12月～令和5年3月 大東市公平委員会委員

議案第38号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 松本 光氏の任期が、令和7年12月31日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

住 所	████████████████████
氏 名	松 本 光
生年月日	████████████████████

公 職 歴		
平成28年	4月 ～ 平成30年	3月 大東市立氷野小学校教頭
平成30年	4月 ～ 令和4年	3月 大東市立三箇小学校教頭
令和5年	1月 ～ 現在	人権擁護委員

議案第39号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員として、法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

住 所 [REDACTED]
氏 名 牧 野 功
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴			
昭和60年	4月	～ 平成30年 3月	大東市奉職
平成30年	4月		大東四條畷消防組合奉職
平成30年	4月	～ 令和 4年 3月	大東四條畷消防組合消防長

議案第40号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

認定する路線

- | | |
|-------------|--|
| 1 錦町4号線 | (起点) 大東市錦町457番2先
(終点) 大東市錦町456番7先 |
| 2 灰塚一丁目11号線 | (起点) 大東市灰塚一丁目1272番7先
(終点) 大東市灰塚一丁目25番18先 |
| 3 深野四丁目16号線 | (起点) 大東市深野四丁目303番78先
(終点) 大東市深野四丁目303番34先 |

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

議案第41号

四条畷駅東側ペデストリアンデッキ新築工事請負契約の変更について

令和5年12月15日付け議案第97号をもって議決された四条畷駅東側ペデストリアンデッキ新築工事請負契約を次のとおり変更する。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

契約の金額中「539,000,000円」を「557,836,400円」に改める。

理 由

変更しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第42号

財産の取得について

G I G Aスクール推進事業における大東市立小学校及び中学校の学習者用端末機器として、次の物品を取得する。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 学習者用コンピュータ |
| 2 取得する数量 | 8,970台 |
| 3 取得の価格 | 金475,589,400円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市港区磯路二丁目21番1号
令和7年度大阪府G I G Aスクール（C h r o m e O S）共同
企業体
代表者
大阪市港区磯路二丁目21番1号
日本電通株式会社
代表取締役社長 川副 和宏 |

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に定める議会の議決に付すべき財産の取得の要件（予定価格の金額が2,000万円以上の動産の買入れに係るものであること。）に該当するため。

議案第45号

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、乳児等通園支援事業が新たに市町村の認可事業として位置付けられたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため。

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（基準の目的）

第3条 この条例で定める基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するためのものとする。

（基準の向上）

第4条 市長は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）に規定する大東市子ども

も・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（乳児等通園支援事業における設備及び運営の向上等）

第5条 乳児等通園支援事業者は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業所の設置者（その者が法人であるときは、その役員）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次項において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団関係者であってはならない。

8 乳児等通園支援事業者は、暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）等を利することのないようにしなければならない。

（非常災害対策）

第7条 乳児等通園支援事業者は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下この条において同じ。）等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所の内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(台帳の整備)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又は

その保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この項及び第26条第3号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階 以 上 の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難 用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材

料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防火性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受

けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ

の他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第35条第3項及び第36条第3項中「本章」を「前節」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第43条第5項及び第51条第3項中「前4項」を「前各項」に改める。

第53条第6項中「第4項中」を「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「」に改め、「前項中」の次に「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「」を加える。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

(大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び第5項」を「、第2項及び第5項」に改め、同項第1号中「支援」の次に「(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。」を加え、同項第3号中「第43条第1項」を「第43条」に、「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担

及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第11条中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業所等」に改める。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第30条第3項及び第32条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第38条第4号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改める。

第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号及び第4条第7号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

7 - 1 2